

# 宝情報サービス契約約款

## 一般規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

株式会社宝情報は、宝情報サービス契約約款を定め、これにより各種サービスを契約者に提供します。

#### 第2条 (約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更予定日の遅くとも60日前までに変更内容を通知するものとします。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

#### 第3条 (定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

サービス仕様書	契約者に対して、宝情報サービスの規格及び技術上、運用上の提供条件を定めたものをいいます。
メンテナンス	宝情報サービスの提供を維持、追加、保守するために必要なすべての作業をいいます。
Check Point UTM 保守サポートサービス	当社が提供する Check Point 社製の当社指定の UTM 機器を対象としたテクニカルサポート及び保守サービス、その他これらに付随するサービス全てをいいます。
Check Point UTM 導入設置サービス	当社が提供する Check Point 社製の当社指定の UTM 機器を対象とした初期設定及び設置サービスをいいます。
TJ WatchGuard サポート	当社が提供する WatchGuard 社製の当社指定の UTM 機器を対象としたテクニカルサポート及び保守サービス、その他これらに付随するサービス全てをいいます。

#### 第4条 (約款の構成)

この約款は一般規約及び宝情報サービス毎に定める個別規約によって構成されます。一般規約は宝情報サービス全体について、個別規約はサービスの種類毎に適用されます。一般規約と個別規約の内容に差異がある場合には、個別規約が優先して適用されます。

#### 第5条 (サービスの提供区域及び提供対象者の範囲)

- 当社がこの約款で提供する宝情報サービスの提供区域は日本国内に限定いたします。契約者は、日本国の輸出規制または諸外国の輸出入管理に関する法令に違反して、直接、間接を問わず、宝情報サービスにより提供された役務、当該役務により制作されたものを輸出しないものとします。なお、個別規約に定めがある場合にはこの限りではありません。
- 一般消費者は、この約款に基づく宝情報サービスを利用することはできません。

#### 第6条 (契約の単位)

当社は、一の種類の宝情報サービス毎に一の宝情報サービス契約を締結するものとします。

#### 第7条 (権利義務の譲渡)

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り宝情報サービス契約上の権利義務を譲渡することはできません。

### 第2章 申込及び承諾等

#### 第8条 (利用の申込)

宝情報サービスの利用申込は、当社所定の契約申込書を提出して行うものとします。

#### 第9条 (申込の承諾等)

当社は、宝情報サービスの利用の申込があった時は、次条(申込の拒絶)に定める申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとします。

#### 第10条 (申込の拒絶等)

1. 当社は、宝情報サービスの申込者が次の各号に該当する場合には、宝情報サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 宝情報サービス利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき
  - (2) 申込に係る宝情報サービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき
  - (3) 宝情報サービスの申込者が、当該申込に係る宝情報サービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき
  - (4) 申込者が現に締結し、又は、従前締結していた宝情報サービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき
  - (5) 宝情報サービスの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
  - (6) 違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様で宝情報サービスを利用するおそれがあるとき
  - (7) その他当社が不適切と認めたとき
2. 当社が前項の規約により、宝情報サービスの利用の申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対し書面をもってその旨を通知するものとします。

### 第3章 契約事項の変更

#### 第11条 (サービス内容の変更)

1. 契約者は、個別規定に定めがある場合には、宝情報サービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。
2. 前条(申込の拒絶)の規約は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

#### 第12条 (契約者の名称変更等)

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

#### 第13条 (法人の契約上の地位の承継)

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継した法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。

### 第4章 契約者の義務

#### 第14条 (契約者の義務)

契約者は、一般規約及び個別規約に定められた契約者の義務を順守するものとします。

#### 第15条 (禁止事項)

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

- (1) 違法、不当、公序良俗に反する態様において宝情報サービスを利用すること。
- (2) 当社又は宝情報サービスの信用を毀損するおそれがある態様で宝情報サービスを利用すること。
- (3) 宝情報サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様において宝情報サービスを利用すること。

#### 第16条 (契約者の義務違反)

契約者が、第14条(契約者の義務)又は前条(禁止事項)に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対して利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

### 第5章 サービスレベル

#### 第17条 (サービス仕様の定義)

当社は、契約者の申込に従い、各サービスのサービス仕様書に従って、宝情報サービスを提供します。

#### 第18条 (サービス仕様書の変更)

1. サービス仕様書は、予告なく変更することがあります。この場合、宝情報サービスの提供は、変更後のサービ

ス仕様書によります。

2. 前項に関わらず、当社は、宝情報サービスを廃止するとき、又は宝情報サービスの要素についてそのレベルを引き下げるとき等、宝情報サービスの変更が契約者に対して不利益（ただし軽微なものを除きます。）を生じさせると判断したときには、第2条（約款の変更）の手續に従うこととします。ただし、上記不利益の発生を判断に際しては、当社は、サービス料金等の変更や代替措置の追加など総合的な事情を加味して、これを行うことができます。

#### 第19条（サービス仕様書の効力）

1. サービス仕様書は、本約款及び個別の規定に従います。サービス仕様書の規定が本約款又は個別規定と異なる場合又は相反する場合には、本約款及び個別規定がサービス仕様書に優先するものとします。
2. サービス仕様書は、宝情報サービスの品質を保証するものではありません。ただし、サービス仕様書に品質性能目標又は品質保証を定めた場合はこの限りではありません。

#### 第20条（メンテナンス）

当社は、当社が宝情報サービスを提供するために運用しているインターネット・ネットワーク及びネットワーク・システムに対して、メンテナンスを行うことがあります。メンテナンスを行う場合には、当社が適切と考える方法により、事前に契約者にこれを通知します。ただし、緊急の場合に行うメンテナンスについては、この限りではありません。

### 第5章 利用の停止及びサービスの廃止

#### 第21条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、宝情報サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。
  - (1) 宝情報サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - (2) 第14条(契約者の義務)の規約に基づき定められた契約者の義務に違反したとき
  - (3) 第15条(禁止事項)の規約に違反したとき
2. 当社は、前項の規約による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急でやむを得ないときは、この限りではありません。

#### 第22条（サービスの廃止）

1. 当社は、当社の判断により、宝情報サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規約により宝情報サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。
3. 本条の規約は、個別規定において別の定めをすることができるものとします。

### 第6章 契約者情報

#### 第23条（機密情報）

契約者および当社は、宝情報サービスの提供に関連して知り得た情報（以下「機密情報」という）につき善良なる管理者における注意をもって管理し、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に対し開示しないものとします。なお、機密情報には、以下の情報を含まないものとします。

- (1) 開示時点において、すでに公知である場合
- (2) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった場合
- (3) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している場合
- (4) 第三者から守秘義務を負わず適法に入手した場合
- (5) 相手方の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した場合

#### 第24条（個人情報保護）

1. 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、宝情報サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。
  - (1) お知らせや連絡をするためにメールアドレスを利用する場合や、商品を送付したり必要に応じて連絡したりするため、氏名や住所などの連絡先情報を利用する目的

- (2) 本人確認を行うために、氏名、生年月日、住所、電話番号、銀行口座番号などの情報を利用する目的
  - (3) 簡便にデータを入力できるようにするために、当社に登録されている情報を入力画面に表示させたり、契約者のご指示に基づいて他のサービスなど（提携先が提供するものも含まれます）に転送したりする目的
  - (4) お問い合わせに対応するために、お問い合わせ内容など当社が契約者に対してサービスを提供するにあたって必要となる情報や、契約者のサービス利用状況、連絡先情報などを利用する目的
  - (5) 上記の利用目的に付随する目的
3. 当社は、お客さまよりお預かりした個人情報を適切に管理し、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示いたしません。
- (1) お客さまの同意がある場合
  - (2) お客さまが希望されるサービスを行なうために当社が業務を委託する業者に対して開示する場合
  - (3) 法令に基づき開示することが必要である場合
4. 当社の提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合にあっては、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

## 第7章 その他

### 第25条（協議事項）

本約款に定めなき事項および解釈上の疑義については、契約者および当社双方で協議し、解決するものとします。

### 第26条（準拠法）

宝情報サービスの利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

### 第27条（専属的合意管轄裁判所）

宝情報サービスに関する一切の紛争について、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所のみを管轄裁判所とします。